

# 平成28年度保険料率について

# 平成28年度保険料率に関する論点について

## 1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○ 直近の5年収支見通し（27年9月試算）等も踏まえて、28年度保険料率についてどう考えるか。

※ 前回（9月18日）の運営委員会では、

- 単年度収支均衡が原則であり、引き下げられるときは引き下げて、引き上げる必要があるときは引き上げるということでもよいのではないかという意見と、
- 長いスパンで安定的に運営できる水準にした方がよいのではないか、という意見があった。

## 2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○ 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、**毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。**

## 3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。

## 5年収支見通し（平成27年度～平成31年度）について（平成27年9月試算）

- 平成26年度の協会けんぽ（医療分）の決算を足元とし、一定の前提をおいて、平成31年度までの5年間の収支見通し（機械的計算）を行った。
- 平成27年度と平成28年度の賃金上昇率は、平成24年度～平成26年度の標準報酬月額の実績等を勘案し、対前年度比で0.8%とした。
- 平成29年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
I 低成長ケース（注） ×0.5	1.45%	1.4%	1.35%
II 0%で一定	0%	0%	0%
III 過去10年間の平均で一定	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%

（注）低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年6月）における低成長ケース（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。

## 【 試算結果 】

①現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
Ⅰ 低成長 ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,700	2,800	1,000	1,400	1,300
	準備金	13,300	16,100	17,200	18,500	19,800
Ⅱ 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,700	2,800	▲ 100	▲ 600	▲ 1,700
	準備金	13,300	16,100	16,000	15,400	13,700
Ⅲ 過去10年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,700	2,800	▲ 200	▲ 900	▲ 2,100
	準備金	13,300	16,100	15,900	15,000	12,800

②均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

（単位：億円）

賃金上昇率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
Ⅰ 低成長ケース×0.5	10.0%	9.7%	9.9%	9.8%	9.8%
Ⅱ 0%で一定	10.0%	9.7%	10.0%	10.1%	10.2%
Ⅲ 過去10年間の平均で一定	10.0%	9.7%	10.0%	10.1%	10.3%

（注1）平成27年度は10%としている。

（注2）均衡保険料率は小数点第2位以下を四捨五入している。

## 均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合（抜粋）

（１）平成２８年度以降 ９．７％

（単位：億円）

賃金上昇率		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
Ⅰ 低成長 ケース×０．５	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,700	400	▲ 1,400	▲ 1,100	▲ 1,200
	準備金	13,300	13,700	12,200	11,100	9,900
Ⅱ ０％で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,700	400	▲ 2,500	▲ 3,100	▲ 4,100
	準備金	13,300	13,700	11,200	8,100	4,000
Ⅲ 過去１０年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,700	400	▲ 2,700	▲ 3,300	▲ 4,500
	準備金	13,300	13,700	11,000	7,700	3,200

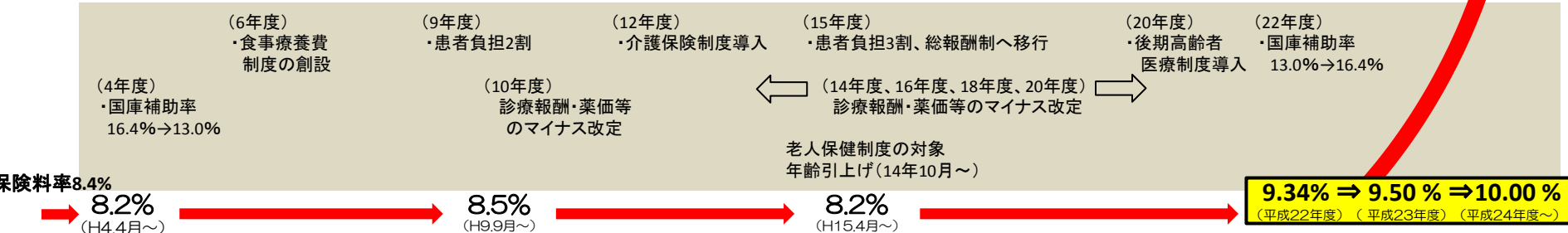
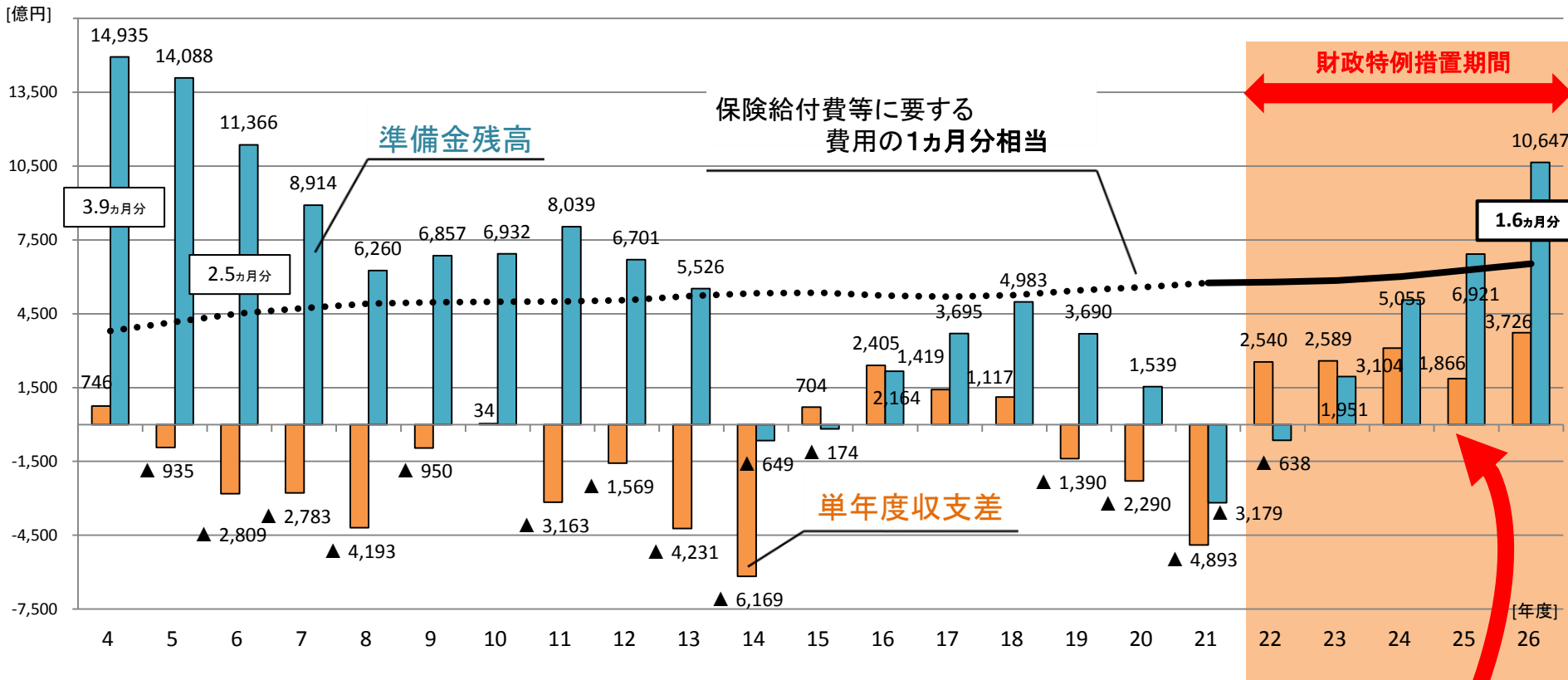
（１）平成２８年度以降 ９．８％

（単位：億円）

賃金上昇率		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
Ⅰ 低成長 ケース×０．５	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,700	1,200	▲ 600	▲ 300	▲ 400
	準備金	13,300	14,500	13,900	13,600	13,200
Ⅱ ０％で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,700	1,200	▲ 1,700	▲ 2,300	▲ 3,300
	準備金	13,300	14,500	12,800	10,500	7,300
Ⅲ 過去１０年間の 平均で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	2,700	1,200	▲ 1,900	▲ 2,500	▲ 3,700
	準備金	13,300	14,500	12,600	10,100	6,400

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1.平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

# 平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.21%、最低は新潟県の9.86%である。

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

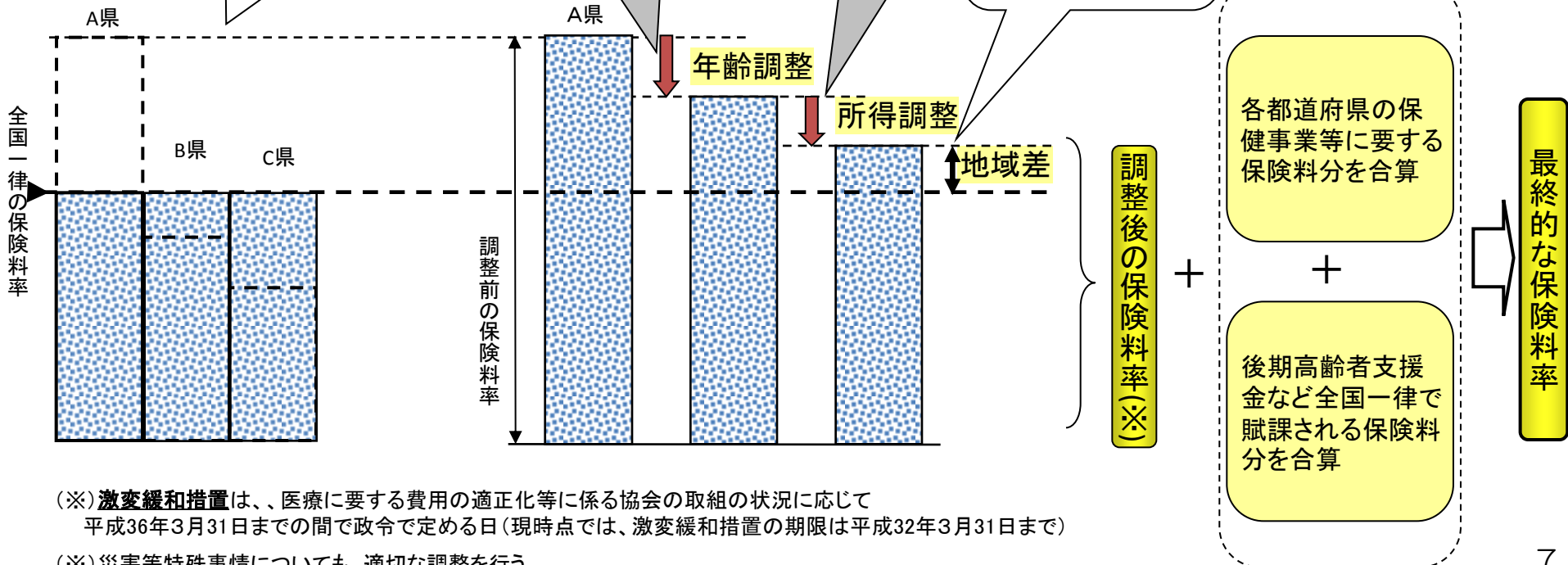
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。



# 平成28年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

## ○ 平均保険料率10%の場合

			激変緩和率		
			3.0/10	4.4/10	10.0/10
最高料率			10.24%	10.34%	10.74%
	現在からの変化分	(料率)	0.03%	0.13%	0.53%
		(金額)	+42円	+182円	+742円
最低料率			9.85%	9.78%	9.52%
	現在からの変化分	(料率)	-0.01%	-0.08%	-0.34%
		(金額)	-14円	-112円	-476円

※1 数値は、平均保険料率や政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成27年度からの増減。

## <参考> 平成27年度都道府県単位料率 (平均保険料率10%、激変緩和率3/10)

最高料率	10.21%
最低料率	9.86%